

狛江市

育児支援ヘルパー

—利用案内—

<問い合わせ・申込先>

狛江市子ども家庭支援センター

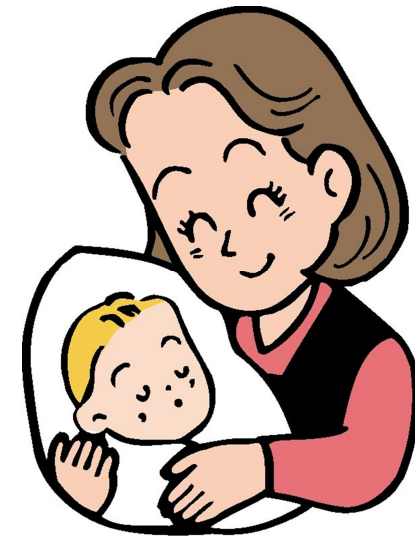
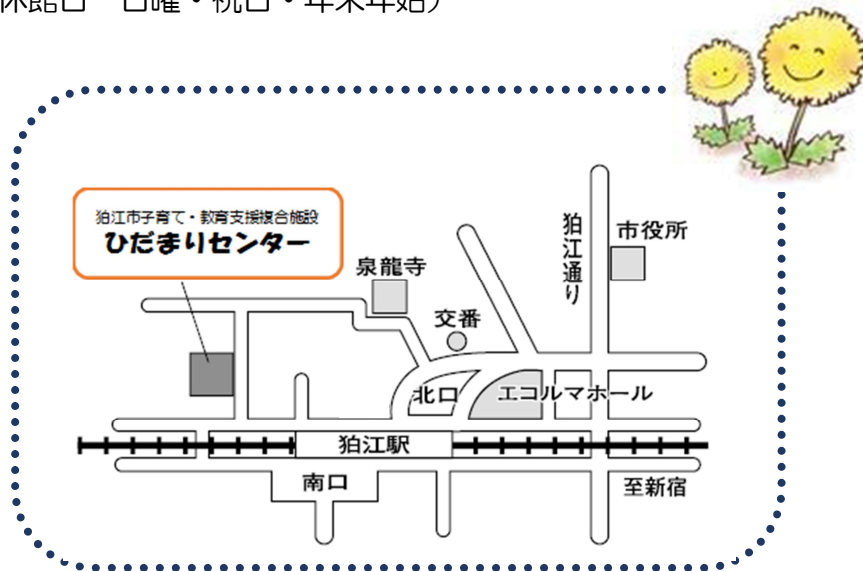
〒201-0013 狛江市元和泉1-11-11

(狛江市子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」1階)

TEL03-5438-6605

月～土曜日 午前9時～午後6時

(休館日 日曜・祝日・年末年始)



★お気軽にご相談ください★

こんな方が、ご利用になれます。

「出産前、なかなか上の子の世話ができないので手伝って欲しい…」
「出産後に手伝ってくれる人も、知り合いもいなくて不安…」

事業の目的

この事業は、出産前後、育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助などを行うことによって、出産前後の生活を支援するものです。

利用できる方・利用期間など

◎利用対象者

狛江市在住で、出産前後に、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

◎利用期間および限度時間

		多胎児家庭
出産予定日の2か月前～1歳未満	96時間	240時間
1歳～2歳未満	96時間	192時間

◎利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の**2時間以上4時間以内**（1日1回に限る。）

1回につき2時間以降は30分単位で利用が可能です。

日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

サービス内容

□育児に関すること

（授乳、沐浴、オムツ交換、きょうだいの育児に関すること）

□家事に関すること

（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）

□その他必要な助言・相談（育児の助言・相談など）

利用料

生活保護世帯	なし
住民税非課税世帯	1時間 500円 30分 250円
上記以外の世帯	1時間 1,000円 30分 500円

*利用時間が2時間未満の場合は、2時間分の利用料となります。

*ヘルパーの手配の都合がありますので、キャンセルの場合はすぐにヘルパー事業所へご連絡をお願いします。

*派遣予定日前日の午後6時以降のキャンセルは**1日あたり1,000円のキャンセル料（無断の場合3,000円）**が発生します。

利用の流れ



1 次のいずれかの方法でお申し込みください。

ア) 右の申請フォーム（二次元コード）で申込み

イ) 子ども家庭支援センターで所定の申請書にて申込み

※原則、申込みからヘルパー事業者の派遣まで1か月程度かかります。

※0歳から引き続き1歳以降も利用される場合は、再度申請が必要です。



2. サービス利用の決定（市から利用承認通知書が届きます。）



3. サービス内容の確認や日程などの調整のため、派遣されるヘルパー事業者がご自宅へ伺います。

※事業者により電話での調整のみとなる場合があります。



4. ヘルパー派遣

※ヘルパーは、市と委託契約した事業者から派遣されます。



5. 利用料の支払い（月単位）

※利用料は利用実績に基づいて市が請求します。利用月の翌月下旬に申請書または申請フォームに記載していただいたメールアドレス宛てに支払用のURLを添付したメールをお送りします。クレジットカードまたはPayPayで支払期限までにお支払いください。